

高梁市ファミリーサポートセンターの手引き



目次

ファミリーサポートセンターについて	P1
会員の条件	P1
活動場所	P1
援助の内容	P1
援助が必要になったら	P1
共通理解	P2
報酬（利用料金）について	P2
税の申告について	P3
補償保険制度について	P3

高梁市こども未来課支援係

高梁市松原通2043番地
TEL 0866-21-2666

高梁市子育て支援センター

高梁市伊賀町8 吉備国際大学
旧短大9号館1階
TEL 0866-22-2450

受付時間は、年末年始を除く平日の午前8時30分～午後5時です。

ファミリーサポートセンターについて

育児をする方が急用や病気になったり、残業や休日出勤の時など、パパ・ママの「困ったな、都合がつかない」に、地域の人がこたえる。ファミリーサポートセンターは、このような、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、育児について互いに助け合う有償のボランティア組織です。

会員の条件

高梁市に在住の方なら、どなたでも会員になれます。

・依頼会員

生後6ヶ月以上、小学6年生までの子どもをお持ちの方。

・提供会員

心身ともに健康で、援助活動（保育）に理解と熱意のある方。

※活動開始については、養成講座を修了した方が対象です。

・両方会員（依頼会員・提供会員を兼ねる方）

提供会員に準じます。

活動場所

提供会員宅、依頼会員宅、その他

援助の内容

子育てに必要な援助

例えば

- ・兄妹の行事等に参加する間、子どもを預かること。
- ・病院、美容院、買い物等へ行く際、子どもを預かること。
- ・保育施設まで子どもの送り迎えを行うこと。
- ・放課後、子どもを預かること。
- ・子どもが軽度の病気の場合に預かること。

軽度の病気とは、医療機関の受診後、発熱がなく、機嫌よく過ごせる状態で、提供会員の承諾が得られた場合をいいます。投薬治療中も「軽度の病気」の扱いになります。

※保育所からの発熱などによる呼び出しについては、保護者の対応となります。

また、病児の預かり、宿泊を伴う預かりは行いません。

援助が必要になったら

1. センター事務局（またはサブリーダー）に電話します。
2. センター事務局（またはサブリーダー）が提供会員に連絡し、提供会員を依頼者に紹介します。
3. 提供会員と依頼者とで事前打ち合わせをします。
4. 提供会員は、援助が終わったら活動報告書を記入します。
5. 依頼者は、規定の報酬及び実費を提供会員に支払います。

共通理解

1. 事前打ち合わせは、必ず行ってください。
2. 約束した時間は、必ず守りましょう。(開始時間・終了時間)
3. 援助が終了したら、提供会員は依頼会員から報酬を受け取ってください。また、活動報告書(3枚複写)を作成し、3枚のうち1枚を依頼会員へ渡し、1枚をセンターに送り、1枚はご自分の控えとしてお持ちください。
4. おやつや食事は、できるだけ依頼者の用意したものを与えましょう。
5. お互いのプライバシーを守りましょう。個人情報の取り扱いについては特に気をつけてください。
6. センター(またはサブリーダー)へ連絡無しに、会員同士で援助活動の交渉を行わないでください。センター(またはサブリーダー)を通さないものについては、補償保険は適用されません。活動後の活動報告についても同様ですので、サポート終了後は速やかにセンターまたはサブリーダー)へ提出してください。
7. 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターまたは緊急連絡先の携帯電話へ連絡してください。

報酬(利用料金)について

1. 基準額表

一般保育	平日	基本時間 (7:00~19:00)	1時間あたり 700円
		基本時間外(上記時間外)	1時間あたり 800円
	土・日・祝日、年末年始 終日	1時間あたり 800円	
軽度の病児保育	終日		1時間あたり 900円

2. 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とします。
3. 援助の時間を延長したときは、30分以内は上記の半額とし、30分を超え1時間以内までは1時間とみなします。
4. 兄妹を預かった場合は、2人目から半額となります。
5. 取消料については、次のとおり援助依頼者が支払ってください。
前日までの取り消し 無料
当日取り消し 予定内容で算定された報酬額の半額
無断取り消し 予定内容で算定された報酬額の全額
6. 食事(ミルク)代・おやつ代・おむつ代等については援助依頼者が実費を支払うか、援助依会員自身で用意してください。
7. 交通費については、公共交通機関・タクシーを利用した場合は実費とします。
8. 依頼会員宅での預かり送迎の場合は、提供会員が自宅から出た時間から自宅へ帰った時間までが活動時間となります。

※ 自然災害が原因で、保育サービスができなくなった(保育サービスを行わなかった)場合の取消料は、発生しません。

- ・提供会員(または依頼会員)が保育サービスに向かう途中の道路が、土砂崩れで通行止めになり、保育サービスができなかった。
- ・予定していた依頼会員の用事が、災害や気象警報の発令などで中止となり、保育サービスをしてもらう必要が無くなった。等

税の申告について

サポート活動で得た報酬（交通費、食費などの実費分は除く）は、税法上「雑所得」となります。他に給与所得などが無い方は年間（1月1日～12月31日）で38万円を超えると課税対象となり、確定申告が必要です。他に給与所得がある方は、給与所得及び退職所得以外の雑所得の合計が20万円を超えると年末調整または確定申告の対象となります。詳しくは国税庁ホームページまたは税務署にご確認ください。確定申告の対象ではなくても住民税（市民税）の申告は必要です。詳しくは、高梁市役所税務課にご確認ください。

補償保険制度について

トラブル防止のため、会員になると自動的に「ファミリーサポートセンター補償保険」に加入することになります。保険料はセンターが負担します。

・提供会員傷害保険

提供会員が、ファミリーサポートセンターの斡旋による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員の子ども宅保育所等への往復途上（自宅との通常経路）において急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に補償します。

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険をお支払いする場合
死亡保険金	1事故 500万円	事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害保険	障害の程度により1事故 500万円～20万円 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度	事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険 （1日あたり）	1事故 3,000円 ※180日以内の入院に限ります	平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日から180日以内に入院した場合
手術保険金	1事故 3,000円 ×所定倍率	上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のために、事故の日から180日以内に病院又は診療所において所定の手術を受けた場合
通院保険金 （一日あたり）	1事故 2,000円 ※右記180日以内の入院に限り90日限度	平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日から180日以内に通院（往診を含む）した場合

・賠償責任保険

提供会員が、ファミリーサポートセンターの斡旋による保育サービスの提供中の監督ミスや提供した飲食物等が原因で、保険期間中に日本国内において第三者の身体または財物に損害を与えたことにより法律上の賠償責任が生じた場合に、賠償金等をてん補限度額の範囲内で補償するものです。(※車両運転に起因する賠償は対象外)

保険金の種類	てん補限度額（補償額）
施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険	対人・対物賠償金 1名・1事故 2億円
初期対応費用	1事故 1,000万円 (見舞金・見舞い品は1名につき10万円)
訴訟対応費用	1事故 1,000万円
受託者賠償責任保険 (現金盗難保険)	1事故 10万円 保険期間中 50万円
サイバーリスク保険 (情報漏えい限定保障プラン)	【賠償責任部分】 1請求・保険期間中 500万円 【サイバーセキュリティ事故対応費用部分】 1事故・保険期間中 50万円

・依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず補償します。

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険をお支払いする場合
死亡保険金	1事故 300万円	事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害保険	障害の程度により1事故 300万円～12万円 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度	事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険 (1日あたり)	1事故 3,000円 ※1事故について30日を限度とします	平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日から180日以内に入院した場合
手術保険金	1事故 3,000円 ×10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術)	上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のために、事故の日から180日以内に病院又は診療所において所定の手術を受けた場合
通院保険金 (一日あたり)	1事故 2,000円 ※1事故について90日を限度とします	平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日から180日以内に通院(往診を含む)した場合